

社会福祉法人福島市社会福祉協議会 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、職員一人ひとりがその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間

2 内 容

目標1 育児・介護休業等に関する制度や規程に関する理解を図るため、諸制度の周知や情報提供を行う。

〈対策〉

- ・平成27年 4月～ 育児に関する制度を整理し、資料への掲載内容を検討する。
- ・平成27年10月～ 制度に関する資料を作成し、職員へ周知する。

目標2 年次有給休暇の取得促進を図る。

〈対策〉

- ・平成27年 4月～ 職員の年次有給休暇（看護休暇や夏季休暇等を含む）の取得状況を把握する。
- ・平成27年10月～ 各部署において、業務の効率化を徹底するとともに、休暇取得の際に職員間での可能な業務分担を行い、年次有給休暇の取得促進を図る。

目標3 仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行う。

〈対策〉

- ・平成27年 4月～ ノー残業デーを設定し、毎週水曜日に実施する。